

野村農林水産大臣記者会見概要（令和5年8月25日）より抜粋

（出典：農林水産省 HP <https://www.maff.go.jp/j/press-conf/230825.html>）

記者

先ほど中国の輸入規制について驚いているという発言もありましたが、処理水放出後、中国は何らかの輸出規制強化していることなど、想定されていらっしやったのか。もし想定されていらっしやったなら、全面的に停止という措置については、どう思われたのか教えていただけますでしょうか。また、影響について販路拡大という話がありましたが、具体的にどういった国に拡大していくなど、現時点でお考えありましたらお聞かせください。

大臣

我々の想定として、最初は報道にもあったとおり、10都県対象という話だったので、10都県は対象になるのかなと思っていましたが、全面的に日本の水産物の輸入を禁止することには、やはり驚きました。私の地元・鹿児島でもブリを輸出しているもので、先般組合長が来たときも、ブリの輸出は香港が中心ですけども、止まったら困るという話はしていました。しかし、10都県だけではなく、日本のすべての都道府県の水産物の輸入が禁止されたということで、報道などで「想定外だった」というようなことが載っていたらしいのですけれども、想定出来たのは、10都県は対象になるだろうというくらいのもので、どのくらい拡大していくのかということは全く想定していませんでした。我々も一昨日の中国の発表で、驚いているところですが、これを何とか対応しなければならないということで、販路の拡大等々、いろいろな方法でやっていかなければならないと思っています。中国への水産物の輸出で一番大きかったのはホタテ貝ですから、どうするかと検討していますが、やはり時間がかかります。中国へのホタテの輸出はほとんど殻がついたものでして、殻を外して中国は北米とか他の国に輸出をしていましたので、（日本が殻を外したものを輸出することになると、）中国はもうできなくなるわけで、どこのホタテを今度は使うか分かりませんが、日本のホタテの売り込みということを強力にやっていかなければならないと（思います）。その前に日本の皆様方に、もう少しホタテを食べていただければと思います。ぜひご協力ください。

※ 手書き部分は長妻昭事務所で加筆

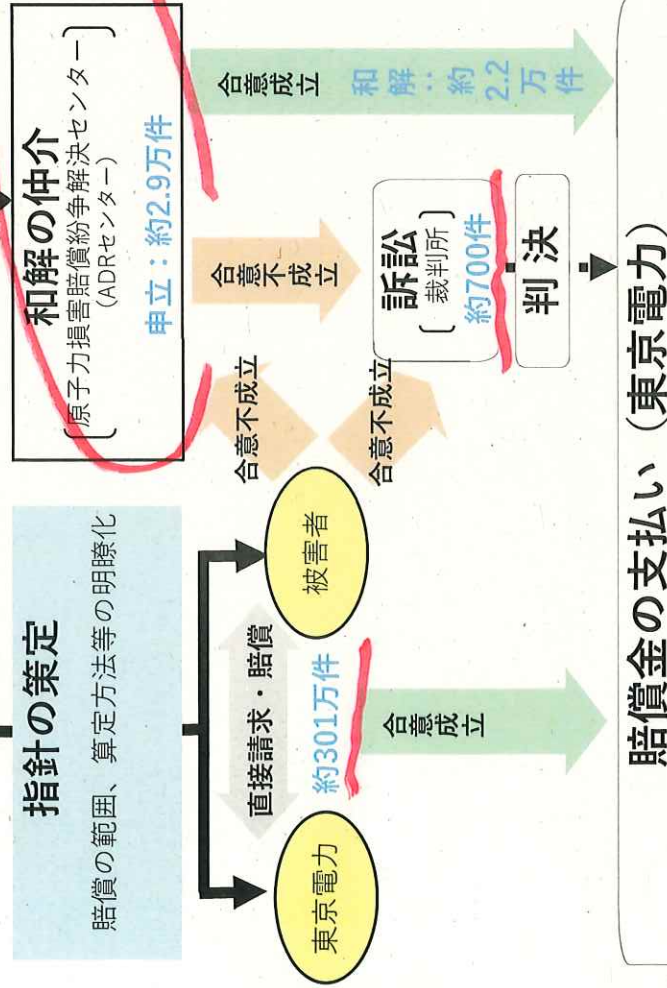
東電福島原発事故における原子力損害賠償の概要

令和5年9月5日
文部科学省 研究開発局
原子力損害賠償対策室

- 原子力損害賠償紛争審査会（原賠審）は、原子力損害の賠償に関して紛争が生じた場合における、**和解の仲介**及びその**解決に資する一般的な指針を策定**するために、原子力損害の賠償に関する法律（原賠法）第18条に基づき文部科学省に設置された、国家行政組織法第8条委員会。
- 東電福島原発事故に関して、**原子力損害として類型化が可能で、一律に賠償すべき損害の項目やその範囲などの目安（＝中間指針）**を順次策定。

文部科学大臣

原子力損害賠償紛争審査会 (原賠審)



【原子力損害賠償紛争審査会 構成員】

・学者や弁護士などの10名以内で構成される。

会長	内田 貴	東京大学 名誉教授 / 早稲田大学 特命教授
会長代理	榎見 由美子	学校法人稲置学園 監事 / 金沢大学 名誉教授
	明石 真言	東京医療保健大学 教授 / 元放射線医学総合研究所 理事
	江口 とし子	元 裁判官
	織 朱 貴	上智大学 地球環境学研究所 教授
	鹿野 菜穂子	慶應義塾大学大学院 法務研究科 教授
	古笛 恵子	弁護士
	富田 善範	弁護士
	中田 裕康	東京大学名誉教授 / 一橋大学名誉教授
	山本 和彦	一橋大学大学院 法学研究科 教授

(令和5年2月現在)

※手書き部分は長妻昭事務所で加筆

経産相会見動画

「汚染水」と改竄

西村 本人が注意呼びかけ

西村康稔経産相は3日、交流サイト(SNS)のX(旧ツイッター)で、東京電力福島第1原発処理水の海洋放出に関連し、西村氏の8月25日の記者会見の動画を加工・改竄し、「核汚染水」という用語を使った偽情報が発信されていると注意を呼びかけた。

加工された動画は「日本の水産物輸出の取り扱いを誤解させるような、事実無根の情報」と批判した。また、「悪意のある偽情報の拡散は、被災地の復興を妨げ、復興に向け努力する被災地の人々の感情をも大きく傷つけるものだ」と指摘。

「偽情報やその流布に断固として反対するともに、今後もしっかりと対応していく」とした。

西村氏は処理水の海洋放出について、Xへの投稿で繰り返し説明している。

(出典)産経新聞(令和5年9月4日)より抜粋

※手書き部分は長妻昭事務所で加筆

<参考>松野官房長官記者会見(4月14日(金)午前)

次に、偽情報等に関する体制の整備について申し上げます。偽情報の拡散は、普遍的価値に対する脅威であるのみならず、安全保障上も悪影響をもたらし得るものであります。昨年12月に策定された国家安全保障戦略において、外国による偽情報等に関する情報の集約・分析、対外発信の強化等のための新たな体制を政府内に整備する旨が記載されました。これを踏まえ、今般、外国による偽情報等の拡散への対処能力を強化するための体制を内閣官房に整備することとしました。

具体的には、外務省、防衛省等が外国からの偽情報等の収集を強化するとともに、内閣情報調査室の内閣情報集約センターにおいて様々な公開情報の収集・集約・分析を行うこととし、その一環として、内閣情報官の下で、外国からの偽情報等の収集・集約・分析を実施します。また、偽情報等に対する対外発信等を内閣広報官の下で官邸国際広報室が、国家安全保障局、外務省、防衛省を含む関係省庁と連携して実施します。政府として、これらの取組を内閣情報官と内閣広報官に加え、内閣官房副長官補、国家安全保障局次長を含めた体制において、一体的に推進してまいります。

(出典)経済産業省提供資料

※手書き部分は長妻昭事務所で加筆

諸外国における偽情報対策等を行う機関

国	機関	概要
米国	(州単位でオンライン上の偽情報対策を組織的に行う例あり)	代表的なものとして、選挙に関する偽情報対策がある。以下に例を示す。 ・コロラド州では「Rapid Response Election Security Cyber Unit (RESCU)」が創設され、偽情報の監視等を行い、結果を連邦法執行機関に報告している。 ・コネチカット州では「選挙情報セキュリティ担当官」が設置され、偽情報等を発見した場合にコンテンツ削除等を促している。
英国	Ofcom ※現在提出中の法案におけるもの	現在英国議会に提出されている「オンライン安全法案」では、オンライン企業に対して政府により設定された注意義務等について、当該規制が守られているかを監視・評価する権限がOfcomに付与されることとなっている。Ofcomには罰則や罰金を課す等の執行権限も与えられるほか、注意義務の履行・遵守方法を概説した行動規範を作成する。 設定される注意義務にはコンテンツへの対応も含まれる。必ずしも偽情報を規制している訳ではないが、身体的又は心理的に重大な悪影響を及ぼすといった要件を満たすコンテンツが規制対象に含まれる。
ドイツ	連邦司法・消費者保護省	動画共有プラットフォームサムサービスを含むソーシャルネットワーク提供者事業者に対し、違法コンテンツに係る苦情処理やその実施状況の報告等を義務付ける「ネットワーク執行法」を行政官庁として所管する。違法コンテンツとされるものには「国家反逆的偽造」、「証拠として重要なデータの偽造」といった偽情報と考えられるものも含まれる。事業者が同法に違反した場合には、連邦司法・消費者保護省が必要措置を講じる。
フランス	Viginum	外国の偽情報等によるデジタル干渉に対抗する機関として創設された。「情報操作との戦いに関する法律」に則って偽情報等を監視し干渉活動を特定、影響を分析し、特に選挙期間中に市民が触れる情報を変更する可能性が高い場合には、省庁間レベルでそれに対する国家の保護を指導し調整する。
中国	国家インターネット弁公室	中国のインターネット規制当局として、オンラインプラットフォーム事業者に対し偽情報対策に関する規則や指針を策定している。

(出典)「諸外国における偽・誤情報対策の動向について」2023.5.25, p.13. 総務省ウェブページ <https://www.soumu.go.jp/main_content/000882499.pdf>; 「インターネット上の違法・有害情報を巡る諸外国における動向について」2022.4.21, pp.4-5, 11-12. 同 <https://www.soumu.go.jp/main_content/000818863.pdf>; 「インターネット上の違法・有害情報を巡るドイツの動向について」2022.6.9, pp.1-5, 7. 同 <https://www.soumu.go.jp/main_content/000818863.pdf>; 「諸外国における偽情報対策の動向」2022.5.12, pp.14-15. 同 <https://www.soumu.go.jp/main_content/000813677.pdf>; 石本茂彦ほか編『中国のデジタル戦略と法』2022. 弘文堂, pp.290-291; 「中国ネット規制当局、企業の誹謗中傷取り締まりで指針」2023.8.10. REUTERS. ウェブサイト <<https://jp.reuters.com/article/china-internet-standers-idJPKBN2ZL0JS>>を基に担当者作成。

担当：国土交通課 落合翔 (内線：衆議院から 98-23112 / 参議院から 970-23112)



測定・評価対象 29 核種（検出限界値未満の核種は、検出限界値で存在すると保守的に仮定して告示濃度限度に対する比を算出している）

No.	核種	分析値 (Bq/L)	不確かさ (Bq/L)	検出限界値 (Bq/L)	告示濃度限度 (Bq/L)	告示濃度限度に対する比
1	C-14	14.00	±2.7	2.6	2000	0.0071 (約 1/140)
2	Mn-54	ND	-	0.026	1000	0.000026 (約 1/38000) 未満
3	Fe-55	ND	-	15	2000	0.0074 (約 1/140) 未満
4	Co-60	0.35	±0.064	0.024	200	0.0017 (約 1/590)
5	Ni-63	ND	-	8.8	6000	0.0015 (約 1/670) 未満
6	Se-79	ND	-	0.93	200	0.0047 (約 1/210) 未満
7	Sr-90	0.41	±0.027	0.036	30	0.014 (約 1/71)
8	Y-90	0.41	-	0.036	300	0.0014 (約 1/710)
9	Tc-99	0.68	±0.45	0.2	1000	0.00068 (約 1/1500)
10	Ru-106	ND	-	0.25	100	0.0025 (約 1/400) 未満
11	Sb-125	0.18	±0.065	0.086	800	0.00023 (約 1/4300)
12	Te-125m	0.064	-	0.03	900	0.000071 (約 1/14000)
13	I-129	2.00	±0.15	0.023	9	0.22 (約 1/4.5)
14	Cs-134	ND	-	0.033	60	0.00054 (約 1/1900) 未満
15	Cs-137	0.47	±0.081	0.028	90	0.0052 (約 1/190)
16	Ce-144	ND	-	0.36	200	0.0018 (約 1/560) 未満
17	Pm-147	ND	-	0.31	3000	0.0001 (約 1/10000) 未満
18	Sm-151	ND	-	0.012	8000	0.0000015 (約 1/670000) 未満
19	Eu-154	ND	-	0.07	400	0.00018 (約 1/5600) 未満
20	Eu-155	ND	-	0.19	3000	0.000063 (約 1/16000) 未満
21	U-234	ND	-	0.021	20	0.0053 (約 1/190) 未満
22	U-238				20	
23	Np-237				9	
24	Pu-238				4	
25	Pu-239				4	
26	Pu-240				4	
27	Am-241				5	
28	Cm-244				7	
29	Pu-241				ND	
告示濃度比総和（告示濃度限度に対する比の和）						0.28 未満

2023/9/6 経済産業省提出資料
 (参考) 下記資料を経済産業省にて改編
 東京電力ホールディングス株式会社
 福島第一廃炉推進カンパニー
 ALPS 処理水 測定・確認用タンク水の排水前分析

東京電力が自主的に測定している39核種（検出限界値未満の核種は、検出限界値で存在すると保守的に仮定して告示濃度限度に対する比を算出している）

No.	核種	分析値 (Bq/L)	不確かさ (Bq/L)	検出限界値 (Bq/L)	告示濃度限 度(Bq/L)	告示濃度限度に対する比
1	Fe-59	—	—	0.055	400	0.00014 (約 1/7300) 未満
2	Co-58	—	—	0.025	1,000	0.000025 (約 1/40000) 未満
3	Zn-65	—	—	0.058	200	0.00029 (約 1/3400) 未満
4	Rb-86	—	—	0.41	300	0.0014 (約 1/730) 未満
5	Sr-89	—	—	0.068	300	0.00023 (約 1/4400) 未満
6	Y-91	—	—	2.1	300	0.007 (約 1/140) 未満
7	Nb-95	—	—	0.032	1,000	0.000032 (約 1/31000) 未満
8	Ru-103	—	—	0.036	1,000	0.000036 (約 1/28000) 未満
9	Ag-110m	—	—	0.026	300	0.000087 (約 1/12000) 未満
10	Cd-113m	—	—	0.084	40	0.0021 (約 1/480) 未満
11	Cd-115m	—	—	1.6	300	0.0053 (約 1/190) 未満
12	Sn-123	—	—	0.74	400	0.0019 (約 1/540) 未満
13	Sn-126	—	—	0.17	200	0.00085 (約 1/1200) 未満
14	Sb-124	—	—	0.063	300	0.00021 (約 1/4800) 未満
15	Te-123m	—	—	0.057	600	0.000095 (約 1/11000) 未満
16	Te-127	—	—	2.9	5,000	0.00058 (約 1/1700) 未満
17	Te-129m	—	—	0.93	300	0.0031 (約 1/320) 未満
18	Te-129	—	—	0.43	10,000	0.000043 (約 1/23000) 未満
19	Cs-136	—	—	0.038	300	0.00013 (約 1/7900) 未満
20	Ba-140	—	—	0.17	300	0.00057 (約 1/1800) 未満
21	Ce-141	—	—	0.12	1,000	0.00012 (約 1/8300) 未満
22	Pm-146	—	—	0.04	900	0.000044 (約 1/23000) 未満
23	Pm-148m	—	—	0.029	500	0.000058 (約 1/17000) 未満
24	Pm-148	—	—	0.37	300	0.0012 (約 1/810) 未満
25	Eu-152	—	—	0.12	600	0.0002 (約 1/5000) 未満
26	Gd-153	—	—	0.16	3,000	0.000053 (約 1/19000) 未満
27	Tb-160	—	—	0.078	500	0.00016 (約 1/6400) 未満
28	Am-243	—	—	0.021	5	0.0042 (約 1/240) 未満
29	Cm-242	—	—	0.021	60	0.00035 (約 1/2900) 未満
30	Cm-243	—	—	0.021	6	0.0035 (約 1/290) 未満
31	Rh-103m	—	—	0.036	200,000	0.00000018 (約 1/5600000) 未満
32	Rh-106	—	—	0.25	300,000	0.00000083 (約 1/1200000) 未満
33	Sn-119m	—	—	0.0064	2,000	0.0000032 (約 1/310000) 未満
34	Te-127m	—	—	2.9	300	0.0097 (約 1/100) 未満
35	Cs-135	0.00000031	—	0.00000019	600	0.0000000052 (約 1/190000000)
36	Ba-137m	0.44	—	0.027	800,000	0.00000055 (約 1/1800000)
37	Pr-144m	—	—	0.0055	40,000	0.00000014 (約 1/7300000) 未満
38	Pr-144	—	—	0.36	20,000	0.000018 (約 1/56000) 未満
39	Am-242m	—	—	0.00014	5	0.000028 (約 1/36000) 未満

2023/9/6 経済産業省提出資料

(参考) 下記資料を経済産業省にて改編

東京電力ホールディングス株式会社

福島第一廃炉推進カンパニー

ALPS 処理水 測定・確認用タンク水の排水前分析

「GX実現に向けた基本方針」（令和5年2月10日 閣議決定）

※原子力関係部分抜粋

3) 原子力の活用

原子力は、その活用の大前提として、国・事業者は、東京電力福島第一原子力発電所事故の反省と教訓を一時たりとも忘れることなく、「**安全神話からの脱却**」を不断に問い直し、規制の充足にとどまらない自主的な安全性の向上、事業者の運営・組織体制の改革、地域の実情を踏まえた自治体等の支援や避難道の整備など防災対策の不断の改善等による立地地域との共生、国民各層とのコミュニケーションの深化・充実に、国が前面に立って取り組む。

その上で、CO₂を排出せず、出力が安定的であり自律性が高いという特徴を有する原子力は、安定供給とカーボントラルの実現の両立に向け、エネルギー基本計画に定められている2030年度電源構成に占める原子力比率20～22%の確実な達成に向けて、**いかなる事情より安全性を優先し、原子力規制委員会による安全審査に合格し、かつ、地元の理解を得た原子炉の再稼働を進める。**

エネルギー基本計画を踏まえて原子力を活用していくため、原子力の安全性向上を目指し、**新たな安全メカニズムを組み込んだ次世代革新炉の開発・建設に取り組み**。そして、地域の理解確保を大前提に、**廃炉を決定した原発の敷地内での次世代革新炉への建て替えを対象として、六ヶ所再処理工場の竣工等のバックエンド問題の進展も踏まえていく。その他の開発・建設は、各地域における再稼働状況や理解確保等の進展等、今後の状況を踏まえて検討していく。**あわせて、安全性向上等の取組に向けた必要な事業環境整備を進めるとともに、研究開発や人材育成、サプライチェーン維持・強化に対する支援を拡充する。また、同志国との国際連携を通じた研究開発推進、強靱なサプライチェーン構築、原子力安全・核セキュリティ確保にも取り組む。

既存の原子力発電所を可能な限り活用するため、**現行制度と同様に、「運転期間は40年、延長を認める期間は20年」との制限を設けた上で、原子力規制委員会による厳格な安全審査が行われることを前提に、一定の停止期間に限り、追加的な延長を認めることとする。**

あわせて、六ヶ所再処理工場の竣工目標実現などの**核燃料サイクル推進、廃炉の着実かつ効率的な実現**に向けた知見の共有や資金確保等の仕組みの整備を進めるとともに、**最終処分の実現に向けた国主導での国民理解の促進や自治体等への主体的な働き掛けを抜本強化**するため、文献調査受入れ自治体等に対する国を挙げての支援体制の構築、実施主体である原子力発電環境整備機構(NUMO)の体制強化、国と関係自治体との協議の場の設置、関心地域への国からの段階的な申入れ等の具体化を進める。

革新炉の種類（各事業者による開発コンセプト）

革新軽水炉

※現行炉と同じ出力規模



◆三菱重工業

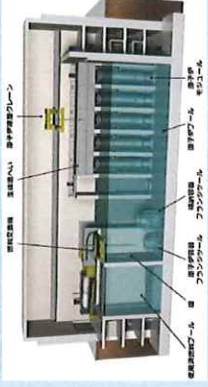
- 技術熟度が高く、規制プロセスを含め高い予見性あり
- 受動安全や外部事象対策（半地下化）により更なる安全性向上
- シビアアクシデント対策（コアキャッチャー、ガス捕集等）による所外影響の低減

<課題>

- ・初期投資の負担 ・建設長期化の場合のファイナンスリスク

SMR（小型モジュール炉）

※軽水炉、小出力



炉心部、燃料要素、冷却系、圧力容器、圧力抑制タンク、圧力抑制タンク、圧力抑制タンク



◆VOYGR（NuScale社）

◆BWRX-300（日立GE）

- 炉心が小さく自然循環冷却、事故も小規模に
- 工期短縮・初期投資の抑制

<課題>

- ・小規模なため効率低い（規模の経済性小） ・安全規制等の整備

高速炉

※冷却材に軽水でなくナトリウムを使用



◆実験炉：常陽（JAEA）

- 金属ナトリウムの自然対流による自然冷却・閉じ込め
- 廃棄物の減容・有害度低減
- 資源の有効利用

<課題>

- ・ナトリウムの安定制御等の技術的課題
- ・免震技術・燃料製造技術等の技術的課題

高温ガス炉

※冷却材にヘリウムガス、減速材に黒鉛を使用



◆試験炉：HTTR（JAEA）

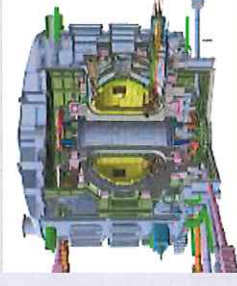
- 高温で安定なヘリウム冷却材（水素爆発なし）
- 高温耐性で炉心溶融なし
- 950℃の熱の利用が可能（水素製造等）

<課題>

- ・エネルギー密度・経済性の向上
- ・安定な被覆燃料の再処理等の技術的課題

核融合

※水素をヘリウムに融合・メカニズム大きく異なる



◆実験炉：ITER

- 連鎖反応が起こらず、万一の場合は反応がストップ
- 廃棄物が非常に少ない

<課題>

- ・プラズマの維持の困難性、主要機器の開発・設計（実用化には相応の時間）
- ・エネルギー密度・経済性の向上

○ 8月25日における野村農林水産大臣の発言について

(答)

- 1 政府としては、日本産水産物が全面的に輸入停止になるなどあらゆる可能性も想定して、被災地の水産物限定でなく、全国どの地域の水産物についても支援可能な、300億円基金による風評影響対策を講じたもの。
- 2 その際、日本産水産物の全面禁輸という事態が確実に起こるとは限らないため、特定国・地域依存からの脱却などの構造転換については、状況に応じて、臨機応変に対策を講じることとしていたところ。
- 3 今回、我が国としては、科学的根拠に基づく措置を求めてきたが、日本産水産物の全面禁輸が実際に生じたため、追加対策を講じたもので、そうした事態が生じたことについての所感を述べたものである。